

鹿部町役場庁舎建設基本計画

令和元年7月

鹿部町

目次

1	はじめに	1
2	建設の検討と経緯	1
	(1) 現庁舎の概況と課題	1
	① 現庁舎の概況	1
	② 現庁舎の課題	1
	③ 現庁舎の概要	2
	(2) 計画地の概要	3
	① 計画地の立地	3
	② 計画地概要	4
3	基本理念・方針	5
	(1) 新庁舎の基本理念	5
	(2) 新庁舎の基本方針	5
	① 誰もが利用しやすい庁舎	5
	② 防災拠点としての役割を果たす庁舎	5
	③ 機能的で柔軟性のある庁舎	5
	④ 省エネルギー対策など環境に配慮した庁舎	5
4	新庁舎の導入機能	6
	(1) 求められる機能	6
	① 窓口機能	6
	② 執務機能	6
	③ 情報発信機能	6
	④ 議会機能	7
	⑤ 来庁者対応機能	7
	⑥ 管理機能	8
	⑦ 防災機能	8
	⑧ 省エネ等環境機能	8
	(2) 規模算定	9
	(3) 新庁舎の面積	10
	(4) 必要諸室	10
	(5) 車庫、駐車場	10
5	配置計画	11
	(1) 基本方針	11
	(2) 配置計画図	11
6	構造計画	12
	(1) 構造体の耐震安全性目標	12
	① 構造体	12
	② 建築非構造部材	12
	③ 建築設備	12
7	事業計画	13
	(1) 事業手法検討	13
	(2) 概算事業費	14
	(3) 事業スケジュール	14

1 はじめに

昭和 46 年に竣工した現庁舎は、増築や改修を経て現在に至っていますが、建築から 47 年が経過し、建物等の老朽化や、バリアフリー対応への不足といった問題を抱えており、事務スペースの狭あい化については、町民サービスの低下や行政効率の低下を招く要因となっていくことが想定されます。

さらに、平成 26 年度に実施した耐震診断では、耐震性の不足や配置バランスの悪さが指摘され、地震時の安全面や防災拠点としての機能を担う上での問題や、津波浸水エリア内及び駒ヶ岳大噴火による火砕サージ到達想定エリアに位置していることなどの問題から、早期の対応が求められています。

このように、耐震性をはじめとした様々な問題を抱え、今後ますます多様化する行政需要に対応するためにも新庁舎が必要となります。

この基本計画は、新庁舎建設に関する基本的な考えを記したもので、令和 2 年度の新庁舎完成を目指すための、大まかな指針などを示すものとなります。

2 建設の検討と経緯

(1) 現庁舎の概況と課題

① 現庁舎の概況

竣工年	昭和 46 年	構造種別	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)
延べ面積	1,708 m ²	構造規模	地上 2 階 塔屋 1 階

② 現庁舎の課題

・耐震性及び老朽化について

旧耐震基準の建物であるため、大規模地震に対して十分な耐力をもってはならず、平成 26 年度に実施した耐震診断において、防災拠点としての基準値を下回っています。また、昨今の各地で発生している液状化についても、発生の可能性を指摘されるなど、様々な問題点が挙げられるため、耐震補強だけでは十分な安全性を確保できません。

さらに経年劣化によって外壁周りの塗装や下地モルタルの劣化など、耐震性だけではなく、施設の老朽化が進んでいる状況です。

・災害への課題

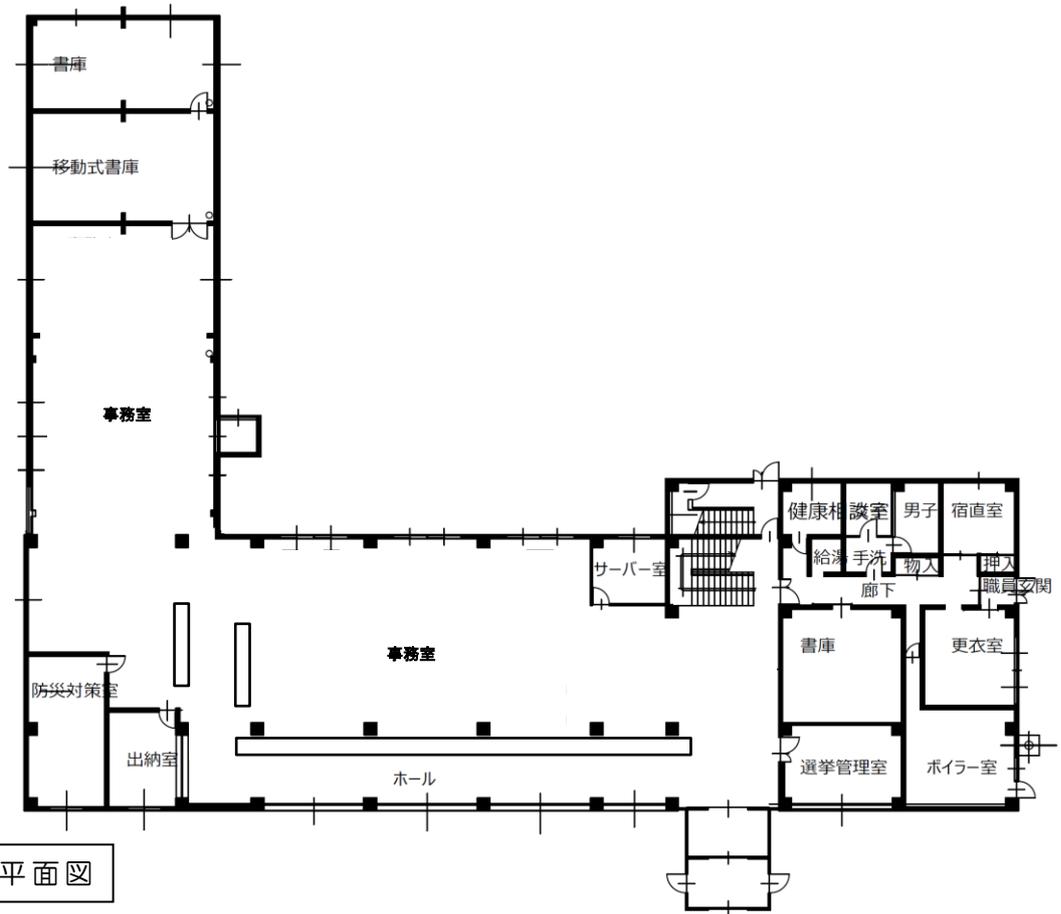
津波浸水エリア内であり、かつ、駒ヶ岳噴火時の火砕流及び火砕サージの到達想定エリア内に位置していることから、災害に強い庁舎として、津波や噴火による危険のない場所への移転が求められます。

・庁舎等の狭あい化等について

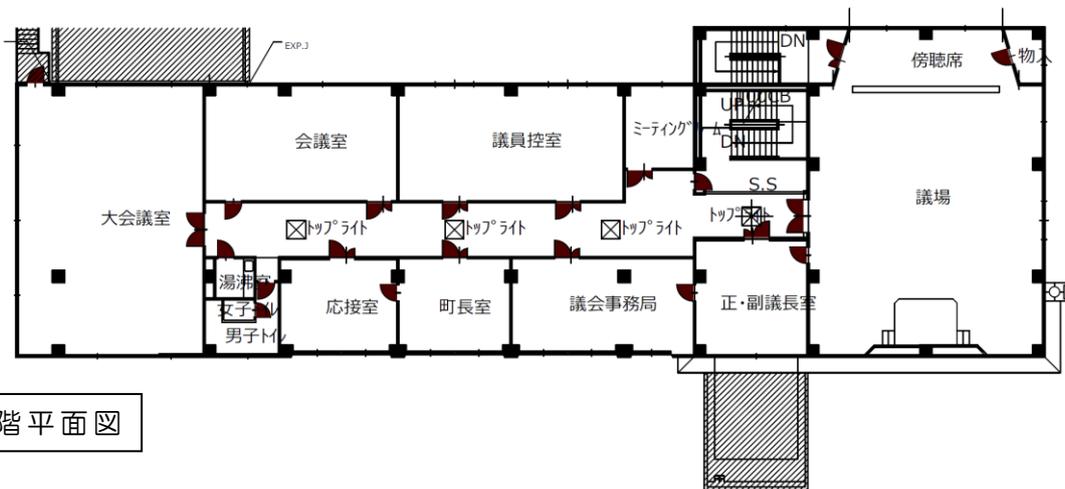
現庁舎は、建設時に比べ、行政事務の拡大に伴い、事務室が狭あい化しており、職員の打合せスペースや作業スペース不足なども発生しています。また、玄関や来客スペースについてはバリアフリーとなっていますが、来客者兼職員トイレについては、車椅子での対応が困難な状況であり、誰もが利用できる施設への配慮が十分でないなどの課題があります。

③ 現庁舎の概要

住 所：北海道茅部郡鹿部町字宮浜299番地
 用 途 地 域：都市計画区域外
 建ぺい率、容積率：都市計画区域外のため制限なし
 延 床 面 積：1,708㎡



1階平面図



2階平面図

(2) 計画地の概要

① 計画地の立地

計画地は鹿部町の南東に位置する「道の駅しかべ間歇泉公園」に接し、また国道278号鹿部バイパスからアクセス可能な敷地となっています。



図1 計画敷地位置図

- 敷地は、「道の駅しかべ間歇泉公園」の高台で、津波浸水エリアの外に位置し、津波発生時にも庁舎機能の継続が可能です。

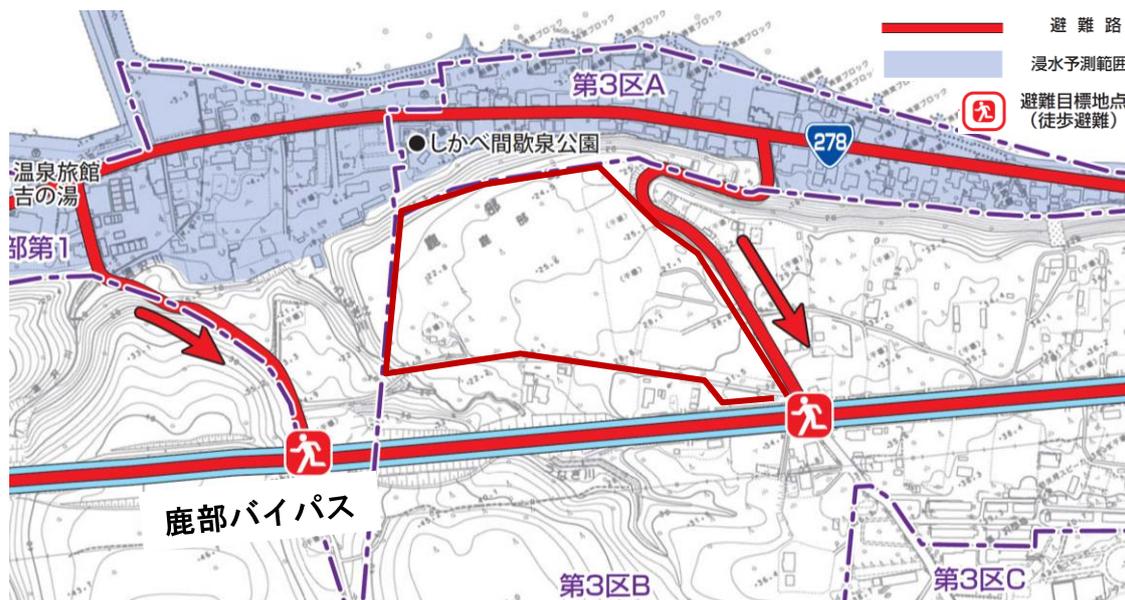


図2 津波ハザードマップ抜粋

② 計画地概要

住 所：北海道茅部郡鹿部町 252 番地 1 ほか

計画面積：計画敷地内のうち約 5,000 m²を想定

用途地域：都市計画区域外



図 3 計画敷地図

- 敷地南には、高台避難の目印となる東屋と花壇があります。道の駅敷地内にある間歇泉公園から、計画敷地へ登る階段が整備されており、東屋までのアクセス動線を残す必要があります。
- 車などでの避難路となる町道常呂山道路線と計画敷地は、花壇北東側で接続しています。

3 基本理念・方針

(1) 新庁舎の基本理念

「第5次鹿部町総合計画」では、本町の基本目標として、「人が育ち、つながりを大切にするまち」、「安心して暮らせるまち」「安全で住みよい美しいまち」「活気ある産業をはぐくむまち」「小さくても創意で行政運営を進めるまち」が掲げられています。新しい庁舎の基本理念は、これらの目標に向け、地域のコミュニティ・活力・未来へ向かう庁舎とするため以下の基本理念を定めます。

『 笑顔あふれ ひかり輝く未来へつなぐ新庁舎 』

(2) 新庁舎の基本方針

新庁舎は、より良い町民サービスの提供と効率的な行政運営、災害に強い庁舎を目指して、以下の基本方針を策定します。

① 誰もが利用しやすい庁舎

あらゆる人々に利用される施設であり、使いやすく、親しみやすい場であることが求められることから、ユニバーサルデザインを導入し、来庁者が短時間で適切なサービスを受けられる、便利で利用しやすい庁舎を目指します。

② 防災拠点としての役割を果たす庁舎

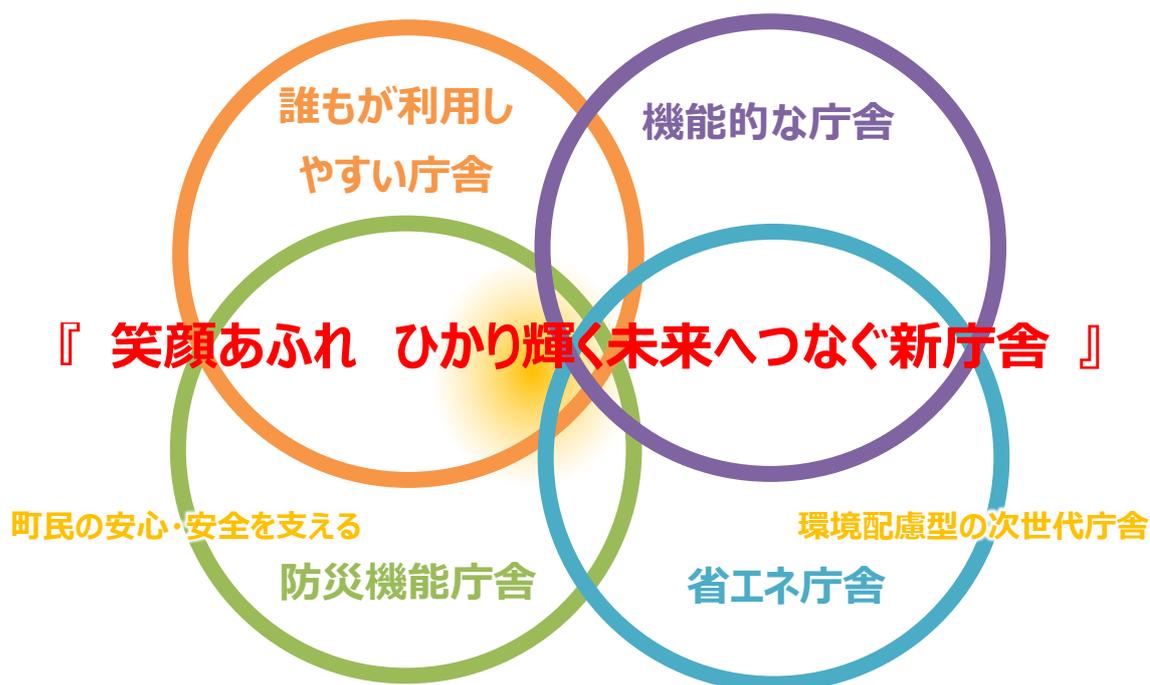
地震や噴火、津波や風害などの自然災害発生時において、行政機能を維持するだけでなく、災害対策本部としての機能を発揮できる庁舎を目指します。

③ 機能的で柔軟性のある庁舎

多機能で効率的な機能配置、ゾーニング計画を行い、将来の機構改革などにも対応できるフレキシブルな庁舎を目指します。

④ 省エネルギー対策など環境に配慮した庁舎

省資源・省エネルギーなど環境負荷低減対策を行ないながら、ランニングコストにも配慮した庁舎を目指します。



4 新庁舎の導入機能

(1) 求められる機能

基本方針を踏まえた新庁舎の基本的機能（窓口、執務、議会、町民利用など）について下記に定めます。

① 窓口機能

- ・窓口は低層階に集中させるとともに、誰もが利用しやすく、最小限の動線となるよう配置します。
- ・来庁者が迷わずに目的となる窓口に向かうことができるよう、誰もがわかりやすいサインとします。

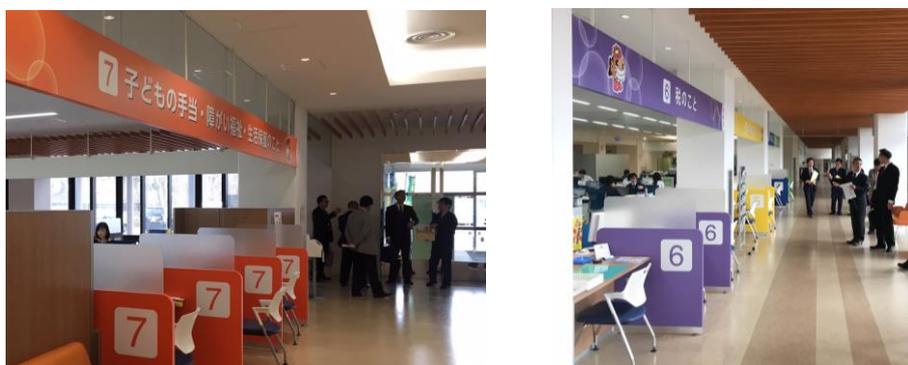


図4 わかりやすいカウンターイメージ

② 執務機能

- ・執務空間は、機構改革などに柔軟に対応できるオープンフロア及びフリーアクセスフロアを基本とします。
- ・執務室や会議室などは、動線を考慮した配置にするとともに、機能性を重視したつくりとします。
- ・文書収納スペースは移動棚による集中保管を基本としますが、開架書架も併用し、柔軟に収納が可能な計画とします。
- ・多様な会議に対応するため、会議室等にPC使用環境を整備します。

③ 情報発信機能

- ・行政からのお知らせや、観光・イベント情報などを発信するためのコーナーや、デジタルサイネージの導入を検討します。

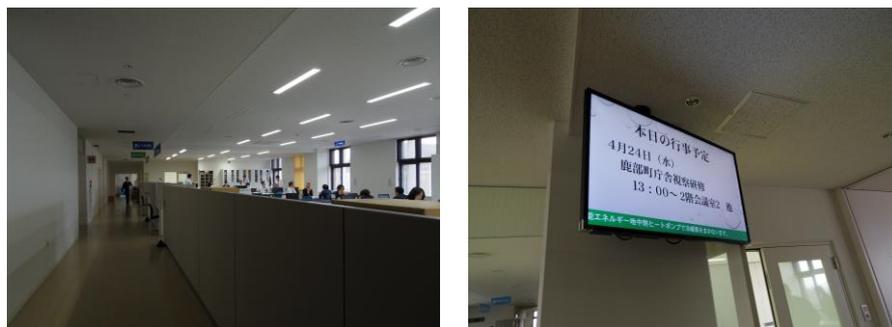


図5 執務空間・デジタルサイネージイメージ

④ 議会機能

- ・ 町民に開かれた議会を実現するため、議場の傍聴機能に配慮した施設整備を図ります。
- ・ 議場及び傍聴席は車いす用のスペースや補聴援助システムを設置するなど、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを導入します。
- ・ 委員会室は、常任委員会のほか、委員会開催時以外には会議室として利用できるよう、移動式間仕切り等の整備など汎用性を持たせます。



図6 議場イメージ

⑤ 来庁者対応機能

- ・ 段差をなくし、見通しが良く、できるだけ死角の少ない通路とするなど、バリアフリーやセキュリティに配慮した庁舎とします。
- ・ プライバシーを確保し、多様な相談者に対応した相談室を設置します。
- ・ 子ども連れの来庁者のために、キッズスペースや授乳室を設置します。
- ・ 手すりやおむつ替え台を備えた、オストメイト対応の「だれでもトイレ」を設置します。
- ・ 災害等の緊急時に備え、一時避難場所として利用できるスペースを確保し、平常時には町民の集いの場、一時的に多くの町民への対応が必要となる選挙や税申告事務も可能とするなど、多目的に対応できるオープンスペースを設置します。
- ・ 町民の利便性向上のため、バス停留所及び待合室の設置の検討や地域公共交通の本格稼働を目指します。



図7 待合イメージ

⑥ 管理機能

- 省スペース化及び文書管理の強化のため、新たな文書管理システムの導入を検討します。
- 来庁者空間と執務空間を明確に区分し、セキュリティに配慮したゾーニングとします。
- ICカード等により、セキュリティ区分を設け、書庫やサーバ室などへの入退室管理を行います。

⑦ 防災機能

- 災害時における対策本部としての必要な機能を備えた会議室を配置します。
- 災害後 72 時間稼働可能な自家発電機を設置し、停電時に庁舎の機能を継続することのできる計画とします。
- 断水時にもトイレを利用できるように貯水槽を設ける計画とします。
- 災害時応急物資を保管するための防災備蓄庫を設置します。



図 8 自家発電機イメージ

⑧ 省エネ等環境機能

- 太陽光発電、温泉熱及び風力発電など、自然エネルギーの利用を検討します。

(2) 規模算定

規模算定は、「国土交通省 新営一般庁舎面積算定基準」及び「総務省 地方債事業費算定基準」に基づき、適正な規模の算定を行います。

役場庁舎規模算定

① 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準による算定(参考)

区分	役職	人数 ※1	換算計数	基準面積(m ²)※	面積(m ²)
(i) 事務室	三役・特別職	3	10.0	4.0	120
	部長・次長級	0	6.0	4.0	0
	課長級	13	2.5	4.0	130
	補佐・係長級	24	1.8	4.0	173
	一般職員	46	1.0	4.0	184
	製図者	0	1.7	4.0	0
	嘱託職員(概算)	0	1.0	4.0	0
	職員合計	86			607
	補正率			1.1	667
(ii) 会議室	(国交基準)100人当たり40m ² 、10人増すごとに4m ² ×1.1			(40.)	40
(iii) 電話交換室	(設置しないことを想定)		標準面積	0.0	0
(iv) 倉庫	事務室面積の13%				87
(v) 宿直室	1人10m ² 、1人増すごとに3.3m ² (1名を想定)				10
(vi) 庁務員室	1人10m ² 、1人増すごとに1.65m ² (1名を想定)				10
(vii) 湯沸室	10m ² ×2階 (2階建を想定)				20
(viii) 受付	最小6.5m ²				7
(ix) 便所・洗面所	職員数50人以上の場合		指数		40
(x) 医務室	職員数50人以上の場合		標準面積	35	35
(xi) 売店	設置しないことを前提とする		標準面積	0	0
(xii) 食堂・喫茶室	職員数50人以上の場合		標準面積	32	32
小計(1)					948
(xiii) 固有業務	業務支援機能、窓口機能、福利厚生機能等(固有業務面積算定表参照)				225
(xiv) 議事堂(議場、委員会室、議員控室等)	議員数(人)	10	標準面積	35	350
※国土交通省新営一般庁舎面積算定基準には議事堂の項目が無いため、総務省起債基準面積で追加計上					
小計(2)					575
(xv) 機械室(冷暖房)	小計(1)+小計(2)	1,523	標準面積	311	311
(xvi) 電気室(冷暖房)	同上		標準面積	61	61
(xvii) 自家発電室	同上		標準面積	0	0
小計(3)					372
(xviii) 共通部分	小計(1)~(3)計	1,895	指数	0.40	758
(xix) 車庫	自動車台数	0	指数	18	0
小計(4)					758
合計(小計(1)+(2)+(3)+(4))					2,653

② 総務省「地方債事業費算定基準」(参考)

区分	役職	人数※	換算計数	基準面積(m ²)※	面積(m ²)
(i)事務室	三役・特別職	3	12.0	4.5	162
	課長級	13	2.5	4.5	146
	課長補佐・係長級	24	2.0	4.5	216
	一般職員	46	1.0	4.5	207
	製図者	0	1.7	4.5	0
	嘱託職員(概算)	0	1.0	4.0	0
	職員合計	86			731
(ii)倉庫	(i)の面積	731	指数	0.13	95
(iii)会議室等	7.0m ² ×職員数	86		7.00	602
(iv)共用スペース	(i～iii)計	1,428	指数	0.40	571
(v)固有業務	業務支援機能、窓口機能、福利厚生機能等				225
(vi)議事堂(議場、委員会室、議員控室等)	議員数(人)	10	指数	35	350
合 計					2,574

(3) 新庁舎の面積

規模算定の結果を参考に、防災機能の確保や配置する職員数などを考慮して、概ね 2,600 m²程度を基本として設計します。

(4) 必要諸室

規模算定より求められた面積を基本とし、議会、事務、会議、業務補助など、機能ごとに諸室を整理し、基本設計にて詳細を検討します。

(5) 車庫、駐車場

新庁舎を建設するにあたっては、既存の車庫の建替えについても、車両管理方針を含めて検討します。

駐車場は、来客用駐車場、公用車用駐車場、職員用駐車場をそれぞれ確保し、災害発生時には、災害対応車両等が配置できるようにします。また、バスがスムーズに出入りできるような経路を確保するとともに、バス停留所が設置された場合にも、乗降しやすい配置とします。

5 配置計画

(1) 基本方針

- 周辺との調和、景観へ配慮したデザイン、周辺施設との連携を考慮した配置とします。
- 同敷地内には、将来計画として、保健センター、公民館、観光施設などを配置することを検討しているため、相互の連携に配慮した計画とします。
- 安全な歩行者動線創出のため、明確な歩車分離とします。
- 新たな庁舎はバスの停留所となることも想定されるため、バス路線に配慮した計画とします。

(2) 配置計画図

- 計画地は、国道 278 号鹿部バイパス及び町道常呂山道路線に接した部分の約 5,000 m²程度とします。间歇泉公園と当該敷地とは、高低差がありますが、高台への避難用スロープが設けられており、往来が可能となっています。



図9 計画敷地図（再掲）

6 構造計画

(1) 構造体の耐震安全性目標

耐震安全性の基準は「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成8年）」に定められています。庁舎は、災害時に拠点施設として、機能の継続が求められる重要な施設であるため、耐震安全性「Ⅰ類」、建築非構造部材「A類」、建築設備「甲類」として計画します。

① 構造体

分類	耐震目標	性能	重要度係数
Ⅰ類	大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる。	大地震に対して無被害あるいは軽微な損傷に止まり、直ちに補修を必要とするような耐力低下を招くことがない。	1.5
Ⅱ類	大地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物として使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られる。	大地震に対して比較的小さな損傷に止まり、直ちに大きな補修を必要とするような耐力低下を招くことがない。	1.25
Ⅲ類	大地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保を図る。	大地震に対して部分的な損傷は生じるものの、倒壊、部分倒壊などの大きな損傷は発生せず、著しい耐力低下を招くことがない。	1.0

② 建築非構造部材

分類	目標
A類	大地震後、災害応急対策や被災者の受け入れの円滑な実施又は危険物の管理の上で支障となる建築非構造部材の損傷、移動などが発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる。
B類	大地震により建築非構造部材の損傷、移動などが発生する場合でも、人命の安全確保と2次被害の防止が図られている。

③ 建築設備

分類	目標
甲類	大地震後により建築非構造部材の損傷及び2次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
乙類	大地震後の人命の安全確保及び2次災害の防止が図られている。

7 事業計画

(1) 事業手法検討

建設の事業手法としては、従来型の直接建設方式のほか、実施設計と建設工事を一括発注し、施工者が設計を行う「DB（デザインビルド）方式」や、施工者の技術支援を受けながら、設計者とともに実施設計を行っていく「ECI方式」などがあります。

今回の新庁舎の建設にあたっては、限られた時間や現在の環境を考慮すると、従来方式（直接建設方式）が最適であると判断します。

表1 事業手法の比較

事業手法	特徴	メリット・デメリット
従来方式	実施設計と建設工事を分離して発注する方式。施工者は競争入札により決定する。	<ul style="list-style-type: none"> 仕様確定後の発注となるため、発注条件が明確化され、余分なリスク費用の上乗せを防止できる。 設計が簡易型プロポーザルや競争入札での発注となるため、準備に必要な期間が短い。 DB方式、ECI方式と比べ、労務費や建設資材の高騰などにより入札不調となるリスクがある。 施工者の固有技術などを生かした設計は難しい。
DB方式	実施設計と建設工事を一括発注する方式。施工者が実施設計を行う。実施者は技術提案型総合評価落札方式などにより決定する。	<ul style="list-style-type: none"> 施工者の固有技術などを生かした設計が可能となる。設計と施工に関する責任の所在を一元化できる。 施工者側に偏った設計となり、発注者のチェック機能が働きにくい 発注に先立ち施工者のJV※1形成や一定の期間を設け、選定を行う必要がある。
ECI方式	実施設計は設計者が行い、施工者は実施設計の技術支援を行う。実施者は技術提案型総合評価落札方式などにより決定する。	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階から施工者が参画することでVE※2検討が可能となる。 実施設計において施工者からの提案も行われるため、施工段階における設計変更のリスクを低減できる。 設計者と施工者の提案が相反する場合、双方の責任の範囲を明確にしながら採否の判断が必要となる。発注に先立ち施工者のJV形成や一定の期間を設け、選定を行う必要がある。

※1 JV：共同企業体のことを言い、複数の異なる企業等が共同で事業を行う組織のこと。

※2 VE：必要とされる機能を最小コストで確保するために複数の代替案の中から選定していく手法のこと。

